久留米市企業局　公告第１０９号

下水道管理支援システムデータ整備業務について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び久留米市契約事務規則（昭和５０年久留米市規則第９号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき公告する。

令和 ８年 １１月１９日
久留米市企業管理者　石原　純治

１　入札に付する事項

（１）業務名　：下水道管理支援システムデータ整備業務

（２）業務場所：久留米市　下水道整備課　地内

（３）業務内容：別紙「仕様書」のとおり

（４）履行期間　契約日の翌日から令和９年３月２４日

（５）予定価格　　７，４７６，７００円（消費税及び地方消費税を含む）
入札書比較価格　　６，７９７，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

（６）最低制限価格　　５，６０６，７００円（消費税及び地方消費税を含む）
最低制限比較価格　　５，０９７，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

（７）支払条件　　前払金：有り（契約金額の３０％以内）　　部分払：無

２　入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）久留米市指名停止等措置要綱（平成６年久留米市庁達第６号）による指名停止措置を受けていないこと。

（３）国税等（法人税又は所得税並びに及び消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。

（４）入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税を完納していること。

ア　久留米市内　県税及び市税

イ　アを除く福岡県内　県税

（５）電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（８） 久留米市内に本店を有し、かつ久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和５０年４月１日久留米市規則第９号）第１６条第３項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。

（９） 名簿に申請業種として、下水道設計が「登録」で登載されている者であること。

３　契約条項を示す場所

１０　事務局

４　入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類

ア 入札書（様式第３号）

イ 入札参加資格確認申請書（様式第１号）

（２）提出期限

令和８年　１２月　１日（火）１７時必着

（３）提出先（宛先）

１０　事務局

（４）郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、ア．入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

（５）入札に関する注意事項

① 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

② 入札書の日付は、入札書作成日を記入すること。

③ 入札者は、一切の諸経費を含めた金額を見積もること。

④ 入札者が１者であっても、入札を執行するものとする。

⑤ 提出された申請書等は返却しない。

⑥　提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。

5　開札

（1）日時：令和　8年　12月　2日（水）10時00分

（2）場所：久留米市合川町2190番地3　久留米市企業局庁舎3階第2会議室

（3）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち会わせるものとする。

（4）落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

（5）落札結果の通知

落札者には決定後、通知するとともに、市ホームページで公表する。

6　入札保証金及び契約保証金に関する事項

（1）入札保証金

免除とする(久留米市契約事務規則第7条第3項規定による)。

（2）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8　その他入札に関し必要な事項

（1）質問の受付期間及び受付場所

①　受付期間：公告日から　令和　8年　11月　24日（火）

②　受付場所：10　事務局

③　質問の提出方法：

FAX 又は E メールで提出すること。また着信確認の電話連絡を行うこと。電話での質問は受け付けない。

④　質問に対する回答：

令和８年１１月２７日（金）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（２）契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日からして６日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第３５号）第１条第１項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に契約しなければならない。

９　その他

（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

（３）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

（４）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

（５）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

（６）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

１０　問い合わせ先（事務局）

久留米市企業局上下水道部下水道整備課
郵便番号：〒８３９－８５０１
住所：久留米市合川町２１９０－３
電話：０９４２－３０－９０７９
FAX：０９４２－３８－２６９４
E メール：gesuiken@city.kurume.lg.jp